

発議第 7 号

川内聖二議員に対する議員辞職勧告決議について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び嬉野市議会会議規則第 1 3 条第 1 項の規定により提出する。

令和 8 年 6 月 1 9 日提出

嬉野市議会議長 田中 政司 様

提出者 嬉野市議会議員 芦 塚 典 子

賛成者 嬉野市議会議員 山 口 虎太郎

賛成者 嬉野市議会議員 阿 部 愛 子

賛成者 嬉野市議会議員 古 川 英 子

賛成者 嬉野市議会議員 大 串 友 則

賛成者 嬉野市議会議員 水 山 洋 輔

賛成者 嬉野市議会議員 太 田 政 信

理由 川内聖二議員の行為は市民の信頼を著しく損なうものであり、その責任は重大であることから、議員辞職を勧告するため本案を提出する。

川内聖二議員に対する議員辞職勧告決議（案）

令和8年5月11日に開催された議員全員協議会において、嬉野市議会議員川内聖二氏が今年2月末の事件に関する説明をされた。市内の飲食店で知人の頬をはたいて、先方が警察に被害届を提出し書類送検された。傷害事件を起こしたことを認め、いろいろと迷惑をかけたと謝罪をした。5月13日の新聞紙上において「川内議員は報道関係者の取材に対し、相手に手を出したことは認めたうえで、今後は検察からの調査要求があれば応じると説明している。一方被害にあった男性は、2月にあった事案に対して議会がこの時期に対応したことについて、不満を漏らしているということである。」このような報道が、全国ニュースや新聞紙上等で掲載され、市民から抗議の手紙や電話が多数寄せられている。同年5月19日、議会運営委員会の席において、川内聖二議員は議会運営委員会委員長と同委員の職を辞任した。

嬉野市議会議員がこのように市民に手を出したとされる傷害事案は、嬉野市議会基本条例第20条に「議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、嬉野市政治倫理条例を遵守し、品位の保持に努めなければならない。」と規定されていることから、議会における諸活動だけでなく、私生活においても法令を遵守し、高い倫理観と自律性のもとに行動することが求められている。

公職である市議会議員が、傷害事案を起こし書類送検されるという事態は、嬉野市議会基本条例第20条に抵触するもので、市民からの信用を著しく失墜させ、また、嬉野市議会の名誉と品位を著しく損なわせることとなった。

よって、嬉野市議会は、川内聖二議員に対し、市民に対し厳粛に信託に応えるため、また、その政治的・道義的責任を明確にするため、速やかに議員の職を辞することを強く勧告する。

令和8年6月19日

佐賀県嬉野市議会